

裁判官の視点で、弁護士の
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート!

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

交通損害賠償編

加藤新太郎・谷口園恵 編集

A5判・412頁 定価4,400円(本体4,000円+税10%)

本書の特長

- ◆交通事故の損害賠償について判断された訴訟をベースに、系統的に整理した項目と設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示!
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示!
- ◆当該分野に精通する裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!

裁判官が説く
民事裁判実務
の
重要論点

交通損害賠償編

加藤新太郎・谷口園恵
編集

裁判官の視点で
弁護士の適切かつ
スピーディーな訴訟活動を
ナビゲート!

第一法規

目次〔抜粋〕

第1 基本的な事件類型

- 【設例1】損害賠償請求
- 【設例2】保険代位による求償金請求(車両保険、対物賠償責任保険)
- 【設例3】保険代位による求償金請求(人身傷害保険)
- 【設例4】多重事故と共同不法行為者の責任

第2 責任要件

- 【設例5】自賠法3条に基づく責任(運行供用者、他人性、運行起因性)
- 【設例6】未成年者の事故と親権者の責任(民法714条1項、709条)
- 【設例7】認知症高齢者の事故と近親者の責任(民法714条1項、709条)

第3 損害

- 【設例8】人身損害の概要
- 【設例9】物的損害の概要
- 【設例10】治療関係費(施術費)と相当因果関係が認められる範囲
- 【設例11】後遺障害(高次脳機能障害、脳脊髄液漏出症、PTSD)
- 【設例12】逸失利益(年少者・無職者の死亡の場合)
- 【設例13】中間利息控除
- 【設例14】会社社員の休業損害・逸失利益と企業損害
- 【設例15】後遺障害を負った被害者が後日死亡した場合の逸失利益・将来介護費
- 【設例16】示談後に発覚した損害

第4 過失相殺・素因減額

- 【設例17】過失相殺(被害者側の過失、好意同乗減額、シートベルト着用)
- 【設例18】素因減額

第5 損益相殺等

- 【設例19】損益相殺的調整の対象と範囲
- 【設例20】自賠責保険に係る被害者の直接請求権と社会保険者の代位との競合

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **継続的契約編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **非典型担保編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **名誉毀損・プライバシー侵害編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **契約編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **家事・人事編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **基本原則 権利の濫用編**



裁判官と弁護士で考える **保険裁判実務の重要論点** も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書!

内容見本

設例ごとに、[Basic Information ▶ 設例に対する回答 ▶ 解説] の順に解説しています。

2 自賠責保険に係る被害者の直接請求権と社会保険者の代位との競合

設例 20

Xは、歩行中に、Y運転・所有のY車に衝突される事故に遭い、傷害を負って入院治療を受けた。Xの治療費200万円については、労災保険法に基づく療養補償給付が行われた。Xが、未填補の慰謝料等200万円について、Yが加入する自賠責保険の保険会社Zに対し、自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払を求めた場合、認められるか。

Xの治療費について、国民健康保険による療養給付が行われた場合はどうか。

Basic Information

1 自賠責保険の直接請求権

自賠責保険は、交通事故による人身損害の賠償を確実なものとして、被害者の保護を図るため、強制保険とされとともに(自賠法5条)、被害者に直接請求権が付与されている(同法16条1項)。自賠責保険の保険金額(最高限度額)は法定されており(同法13条1項、自賠法施行令2条)、傷害による損害については120万円である。

人身事故の被害者は、自賠法3条に基づき、加害者の故意過失を主張立証するまでもなく、損害賠償請求をすることができるほか、自賠責保険の保険者に対し、直接に、保険金額の限度で、損害賠償額の支払を請求することができる(自賠法16条1項)。この規定に基づく損害賠償支払債務の履行期については、「請求があった後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確定をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない」と規定されている(同法16条の9第1項)。

2 社会保険者の代位

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、労災保険などの各種社会保険については、第三者の行為により生命・身体を害された被害者がこれらの社会保険給付を受けた場合には、社会保険者が、その給付の価額の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨が各社会保険法において定められている。

そして、自賠法16条1項に基づく被害者の保険会社に対する損害賠償額の支払請求権も、社会保険者による代位の対象となると解されている。

3 被害者の直接請求権と社会保険者の代位との競合

被害者が、人身事故による損害について社会保険給付を受けたが、なお填補されない損害がある場合には、被害者は未填補の損害について自賠責保険の直接請求権を有する一方、社会保険者は給付の価額の限度で自賠責保険の直接請求権を代位取得するため、被害者の直接請求権と社会保険者の代位取得した直接請求権(求償権)が競合することになる。

このような場合には、被害者が、未填補損害額について、社会保険者に優先して、自賠責保険からの損害賠償額の支払を受けることができる(最三小判平成20・2・19民集62巻2号534頁[28140567](以下、「平成20年判決」という)、最一小判平成30・9・27民集72巻4号432頁[28264166](以下、「平成30年判決」という))。

設例に対する回答

Xは、労災保険給付を受けてもなお填補されない慰謝料等200万円の損害につき、自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払請求権を有する。一方、労災保険給付を行った国も、療養補償の給付額200万円の限度で、同項に基づく損害賠償額の支払請求権をXから代位取得しており、両者の請求権が競合するが、このような場合には、被害者は国に優先して自賠責保険の保険会社から支払を受けられる。

◆裁判官の視点による解説で、訴訟実務上抜け落ちやすいポイントをもれなく把握できます!

損益相殺的調整の対象と範囲 [設例19]

5か疑問視する指摘もある¹²。901頁[28101173]は、政府健康保険法による葬祭費の給付が、その根拠として、自賠法

73条1項が、損害の填補に相当する給付を受ける場合、その給付に相当する金額の限度において損害の填補をしないと規定していることを指摘しているため、同事業限りの判断であると解さ

◆参考文献で、更に深掘りができます。

◆参考文献

- ・法曹会編『例題解説交通損害賠償法』法曹会(2006年)244頁
- ・塩崎勤=園部秀徳編『新・裁判実務大系(5)交通損害賠償法』青林書院(2003年)[田原美奈子]313頁
- ・高野真人「労災保険給付の実務と交通事故損害賠償」判例タイムズ943号(1997年)113頁
- ・佐久間邦夫=八木一洋編『交通損害関係訴訟(補訂版)』青林書院(2013年)100、212頁
- ・森富義明=村主隆行編著『裁判実務シリーズ(9)交通関係訴訟の実務』商事法務(2016年)[中西茂]351頁

◆実務上、主張に織り込むべき判例が的確にわかります!

(3) 損益相殺的調整と過失相殺との先後

A 労災保険給付について

最三小判平成元・4・11民集43巻4号209頁[27804304]は、被害者(第三者)が災害により被害を受け、第三者がその損害につき賠償責任を負う場合において、賠償額の算定に当たり労働者の過失を斟酌すべきときは、その損害の額から過失割合による減額をし、その残額から労災保険法に基づ

本書収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com 判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

明である。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)

書名	価格	部数
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[交通損害賠償編]	[069641] 定価4,400円(本体4,000円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[継続的契約編]	[067884] 定価4,290円(本体3,900円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[非典型担保編]	[065847] 定価4,290円(本体3,900円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[名誉毀損・プライバシー侵害編]	[064378] 定価4,620円(本体4,200円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[契約編]	[055343] 定価4,290円(本体3,900円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[家事・人事編]	[054528] 定価4,620円(本体4,200円+税10%)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[基本原則(権利の濫用)編]	[055947] 定価4,290円(本体3,900円+税10%)	部
裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点	[058172] 定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ㊞ E-mail _____ ㊞

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印